

公益財団法人笹川スポーツ財団 理事会運営規程

平成 25 年 3 月 21 日

規 程 第 27 号

改正 平成 25 年 6 月 12 日 規程第 41 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人笹川スポーツ財団（以下「財団」という。）定款第 29 条から第 34 条の理事会の運営に関する事項について、適法かつ適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第 2 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、年 3 回定期に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第 3 条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第 2 章 理事会の招集

(招集者)

第 4 条 理事会は理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。理事長及び専務理事が欠けたとき又は事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。ただし、第 2 条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同条第 3 項第 4 号により監事が招集する場合を除く。

2 第 2 条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、同条第 3 項第 4 号による場合は、監事が招集する。

- 3 理事長は、第2条第3項第2号又は同条第3項第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

- 第5条** 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 2 前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
 - 3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

- 第6条** 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事がこれにあたる。
 - 3 理事長及び専務理事が欠けたとき又は事故があるときは常務理事がこれにあたる。

(定足数)

- 第7条** 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

- 第8条** 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

- 第9条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- 2 前項の電磁的記録とは、磁気ディスクその他にこれに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(報告の省略)

- 第10条** 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 16 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第 11 条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 12 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第 13 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 4 章 理事会の権限

(権限)

第 14 条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第 15 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- 1) この法人の業務執行の決定
- 2) 代表理事並びに業務執行理事の選定・解職
- 3) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- 4) 重要な財産の処分及び譲受
- 5) 多額の借入
- 6) 重要な使用人の選任・解任
- 7) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- 8) 事業計画書及び収支予算書等の承認
- 9) 事業報告及び計算書類等の承認
- 10) その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- 1) 事務局に関する規程の制定、変更及び廃止
- 2) 理事長、専務理事、常務理事の選定・解職
- 3) 基本財産の維持、管理及び処分の決定
- 4) 専門委員会の設置・運営に必要な事項の決定
- 5) その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- 1) 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- 2) 重要な事業その他の争訟の処理
- 3) その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第16条 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 雑則

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則 (平成25年3月21日 規程第27号)

この規程は平成25年3月21日に施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年6月12日 規程第41号)

この規程は平成25年6月12日に施行する。